

ご成人おめでとうございます！

20歳の国民年金 加入のご案内

大人の仲間入りをする皆さまに知っていただきたいことがあります。
それは、国民年金は年をとった時や、病気やケガなどいざという時の生活を、
現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みだということです。

20歳以上60歳未満の日本国内にお住まいの方は、国民年金に加入することが
義務付けられています。

これから未来へと進む皆さまに、生涯寄り添う年金。
20歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう！

国民年金に加入するにはどうしたらいいの？

▶ **同封の「国民年金資格取得届」を提出してください。**

「国民年金資格取得届」に必要事項を記入し、お誕生日の前日から14日以内
にお住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口に提出（郵送も可）
してください。

※20歳になった時点で以下に該当する方は、国民年金資格取得届の提出が不要です。

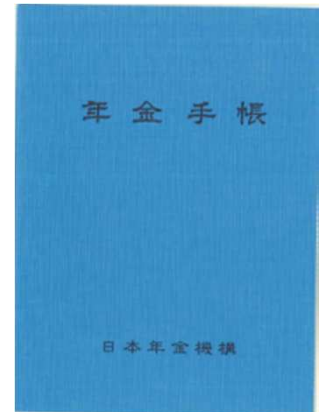
- ・厚生年金保険や共済組合に加入している方
- ・厚生年金保険や共済組合に加入している配偶者に扶養されている方
(国民年金の加入の手続きは、配偶者の勤務先を経由して行いますので、配偶者の
勤務先に必ず連絡してください)

国民年金加入手続き後の流れ

「年金手帳」が届きます。

年金手帳は、年金の加入制度が変わったとき（例：国民年金→厚生年金保険）や年金の請求手続きなど、一生涯使用しますので大切に保管してください。

※厚生年金保険や共済組合に加入していた方、障害・遺族年金を受け取っている方、あるいは受け取っていた方は、すでに基礎年金番号をお持ちですので、年金手帳は届きません。



「国民年金保険料納付書」が届きます。

金融機関の窓口のほか、コンビニエンスストアで保険料を納めてください。なお、保険料は口座振替やクレジット納付、または電子納付もできます。詳しくは、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

- 1カ月あたりの保険料は、15,250円（平成26年度）です。
- 保険料は、誕生日の前日が含まれる月分から納めます。
例：4月15日生まれ → 4月14日から加入 → 4月分から納付
4月1日生まれ → 3月31日から加入 → 3月分から納付
- 納付書は、保険料の納付猶予等を申請した方にも届くことがあります。後日、納付猶予等の決定通知が届きますので、それまで納付書は保管してください。

保険料は、前納がお得です

前払い（前納）すると、保険料が割引になりお得です。

また、口座振替で前納すると割引率がアップし、さらにお得です。

	納付方法	1カ月分	6カ月分	1年分	2年分
	月々支払	15,250円	91,500円	183,000円	370,080円（注）
前納	現金支払 （割引額）		90,760円 （740円）	179,750円 （3,250円）	
	口座振替 （割引額）	15,200円 （50円）	90,460円 （1,040円）	179,160円 （3,840円）	355,280円 （14,800円）

（注）平成26年度保険料15,250円の12カ月分と平成27年度保険料15,590円の12カ月分の合計です。

※加入した月からの前納を希望する場合は、事前にお近くの年金事務所へご相談ください。

老齢基礎年金に上乗せできる付加年金制度があります

保険料15,250円に加えて月額400円の付加保険料を納めると、老齢基礎年金とあわせて付加年金を受け取れます。

- 付加年金額（年額）は、「付加保険料納付月数 × 200円」で計算します。
- 20歳から60歳まで付加保険料を納めた場合
 - ・40年間で納める付加保険料の合計額 …… 192,000円（480月 × 400円）
 - ・1年間に受け取る付加年金額 …… 96,000円（480月 × 200円）つまり、65歳から国民年金を受け、2年で元が取れる計算です。
- 付加保険料を納めるには申し込みが必要です。なお、付加保険料の納付は、申し込みをした月分からとなります。詳しくは年金事務所へお問い合わせください。

保険料の納付が猶予される制度があります

じゃくねんしゃのうふゆうよ

30歳未満の方は、「若年者納付猶予制度」を利用できます。

本人と配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請することにより保険料の納付が猶予されます。

学生の方は、「学生納付特例制度」を利用できます。

本人の前年所得が一定額以下の場合、申請することにより保険料の納付が猶予されます。

なお、申請する際には、学生証など学生であることの証明が必要です。

▶ **「国民年金資格取得届」と同時に、若年者納付猶予制度や学生納付特例制度の申請書を提出することもできます。**

- 若年者納付猶予制度、学生納付特例制度は、申請期間が定められています。
例：学生が平成26年4月から平成27年3月までの期間の学生納付特例制度の申請を行う場合、申請期間は平成26年4月から平成27年4月末までです。
- 申請書は、市（区）役所または町村役場、年金事務所のほか、日本年金機構のホームページからお取り寄せできます。
- 納付猶予等の承認を受けた期間があると、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る老齢年金額が少なくなります。ただし、これらの期間分の保険料は、10年以内であれば、あとから納めること（追納）ができます。

保険料を未納のまま放置すると、年金を受け取ることができない場合があります。保険料を納めるか、若年者納付猶予や学生納付特例の申請を必ずしてください。

年金Q & A

Q. 将来、年金は本当にもらえるの？

A. はい。一生涯もらえます。

- 賃金や物価の変動にあわせて年金額が改定されるため、年金に加入(20歳)してから老齢基礎年金を受け取る(65歳)までの間、物価等が大きく変動したとしても、年金の実質価値は保障されます。
- 老齢基礎年金は1/2が国庫負担(税金)で賄われています。

～老齢基礎年金額の改定～

昭和61年度 ⇒ 622,800円(年額)
(1986年度)

⋮

平成26年度 ⇒ 772,800円(年額)
(2014年度)

Q. 年金は、年をとってからしかもらえないの？

A. いいえ。障害や遺族に対する保障もあります。

- 国民年金加入中に病気やケガで障害を負って働けなくなるなど、一定の障害の状態にある間は「障害基礎年金」が、また、万一ご本人が亡くなったときは、残された子や子のある配偶者に「遺族基礎年金」が支払われます。
- 障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取るためには、病気やケガが発生した日の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと等、一定の納付要件を満たすことが必要です。

Q. 保険料を納めたら税金が安くなるの？

A. はい。所得税や住民税が安くなります。

- 納めた保険料は社会保険料控除として全額控除の対象となります。
- 親が代わりに保険料を納めた場合は、納めた方が社会保険料控除を受けることができます。
- 年末調整や確定申告をする場合は、国民年金保険料の「領収証書」もしくは日本年金機構から届く「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の提出が必要ですので大切に保管してください。
- 「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は、毎年11月上旬に届きます。(10月以降にその年初めて保険料を納めた方には翌年2月上旬に届きます)

ご不明な点は、お近くの年金事務所へ

日本年金機構ホームページから、お近くの年金事務所の所在地・お問い合わせ先などをご覧ください。

<http://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索